

(佐世保市地球温暖化対策実行計画の取組への協力)

第1 受注者は、この契約又は協定の履行にあたっては、温室効果ガスの排出量の削減のため、環境配慮及び環境保全を適切に実行し、「佐世保市地球温暖化対策実行計画」に基づく環境負荷低減の取組に協力するものとする。

(法令の遵守等)

第2 受注者は、環境基本法（平成5年法律第91号）その他環境関連法令を遵守するとともに、佐世保市が実施する環境保全の取組に積極的に協力するものとする。

(省エネルギー行動の実践)

第3 受注者は、施設利用者等の安全、健康及び施設利用者等へのサービスを損なわない限りにおいて、管理運営する施設で使用する燃料、電気等のエネルギー資源の節減に積極的に努めるものとする。

(設備機器等の適正管理の推進)

第4 受注者は、佐世保市の「施設運用マニュアル」の活用等により、管理運営する施設で使用する設備機器の効率的な管理及び運転に努めるものとする。

(自動車の適正使用の推進)

第5 受注者は、環境省がすすめる「エコドライブ10のすすめ」の実践に努めるものとする。

2 受注者は、乗合せや計画的な外勤の実施又は徒歩若しくは公共交通機関の利用など自動車の適正使用に努めるものとする。

(事務用紙使用量の抑制)

第6 受注者は、両面印刷、裏紙使用等により事務用紙の使用抑制に努めるものとする。

(節水の励行)

第7 受注者は、節水等により水資源の効率的な利用に努めるものとする。

(廃棄物の削減、リサイクルの推進)

第8 受注者は、業務によって生じる廃棄物の発生の抑制に努めるものとする。

2 受注者は、使用済みの製品の再利用及び廃棄物の再資源化に努めるものとする。

(グリーン調達推進)

第9 受注者は、環境への負荷が少ない材料、部品及び製品の購入又は使用に努めるものとする。

(従業員への取組の周知)

第10 受注者は、施設の管理運営における環境配慮について、全従業員へ周知し、適切に実施できるよう努めるものとする。

(エネルギー使用量の報告)

第11 受注者は、エネルギー使用量等、環境負荷低減の取組状況に係る事項について佐世保市から報告を求められたときは、その求めに応じるものとする。

以 上